

# よりよく生きる

人権教育強調期間（後期）では、1年生は、人権の歴史について学びました。江戸時代までの歴史について紹介したいと思います。

## 【民衆の支配「検地」「刀狩」】

室町時代ごろ、「天下の統一」の野望を持つ、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康らにとって、民衆をどのように支配するかは、大きな課題でした。そこで、支配を固めるために、身分制度をつくりあげていきました。

貧しい農民の出身である豊臣秀吉は、「検地」を行い、農民を土地にしばりつけ、年貢を確実に取り立てることができるようにしました。そして、「刀狩」を行い、農民の武器を取り上げ、一揆などの反乱を防ごうとしました。この「検地」「刀狩」によって、支配者としての武士と支配される側の百姓（農民、漁民の村人）・町人とをはっきりと区別しました。さらに、1519年、秀吉は「天正の身分統制令」という法令を出して、武士が町人になることや百姓が商人や職人になることを禁止し、法律として武士・百姓・町人の身分を定めました。

## 【江戸幕府の身分制度】

徳川家康が江戸幕府を開くと、幕府は豊臣秀吉がつくった身分制度を更に細かく区分していきました。それには、服装・言葉づかい・職業・結婚などに厳しい制限を加えました。当時の支配者である全人口の約七パーセントにすぎない武士は、すべての民衆を支配していくために、民衆の団結力を奪い、ばらばらにして支配する必要があったのです。



## 【被差別身分・被差別部落の形成】

武士の生活を支えたのは、農民からの年貢（四公六民・五公五民）です。幕府は「百姓と油は、しぼるほど取れる」というやり方で、農民からぎりぎりまで年貢を取り立てました。また、暮らしについても「触（ふれ）」（法律）を出し、衣食住についてまで口を出し、厳しい生活をさせました。飢えや貧困、差別政策にたまりかねた農民は、「百姓一揆」を起こし、支配者に激しく抵抗しました。

幕府は、農民の不満をそらせる手段として、制度として被差別身分（差別的に扱われる身分）をつくりました。強制的にこの身分にされた人々は、住むところや職業も制限され、武士や町人・百姓との生活を共にできないようにもさせられました。17世紀中頃以降、幕府や藩では、これら被差別身分の「宗門帳」（宗教や住んでいるところを書いたもの）や「検地帳」を別の帳簿にして、近隣の人々との分け隔てをつくり、いろいろな禁止事項を盛り込んだ法律でしばりつけました。

しかし、このような幕府の差別政策に「差別されるいわれはない」とする強い反対行動が起こりました。それに対して幕府や藩は、権力により差別を強制していきました。